

香取市高齢者緊急通報システムについて

緊急通報システムとは

固定電話回線を利用してご自宅に緊急通報装置を設置します。緊急ボタンを押した場合やセンサーが異常を感知した場合、ご自宅にガードマンの駆けつけや救急車の要請、緊急連絡先への連絡等の対応を24時間365日体制で行います。



対象者の要件

市内に在住する在宅の方で次のいずれかに該当し、固定電話回線（有線）をお持ちの方（携帯電話のみは不可）

- ①おおむね65歳以上（高齢者）のみ世帯の方
- ②身体障害者のみ世帯の方



利用者負担額

- ◎市民税非課税世帯 …… 無料
 - ◎市民税課税世帯 …… 所得金額に応じて自己負担あり（納付書）
- ※設置費用、撤去費用は世帯問わず無料です
 ※通報装置利用時の通信費、電気代はご利用者様負担となります

申請に必要な書類

- ①緊急通報装置申請書（第1号様式）
- ②大家の同意書（アパート等の場合のみ）



市役所・支所窓口にてご相談いただくか、香取市ホームページよりダウンロードの上、申請書類をご持参又は郵送にてご提出ください

- ※電話でお問い合わせの上、申請書類を郵送にてお送りすることは可能です
- ※ご提出いただいた後、利用可否決定通知、自己負担額決定通知、登録内容の明細を送付します

（裏面もご覧ください）

香取市高齢者緊急通報システムについて

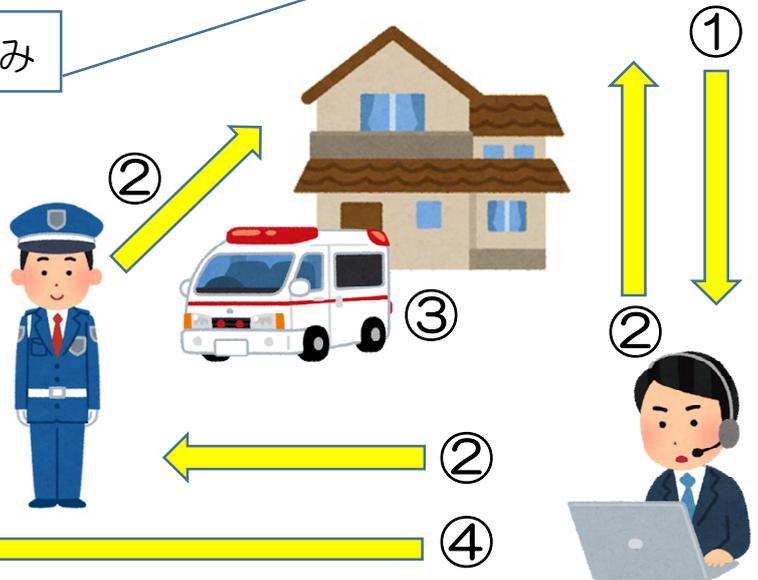
駆け付けフロー例（総合警備保障の場合）

【開閉センサー】ライフリズム監視プランの場合、利用者のトイレ扉等に設置します。センサーが24時間反応しなかった場合は自動的にセンターに通報が入り、警備員が駆け付けます
※基本プランにはつきません



【ペンダント型】会話不可、発信のみ

- ①利用者からの警報受信
- ②受信と同時に隊員への直行指示かつ利用者宅へ架電
- ③利用者宅で救急車要請等の必要な処置の実施
- ④緊急連絡先への報告



緊急連絡先

注意事項

- ◎警備員は介助・家事等の行為は出来ませんのでご了承ください
- ◎申請にあたり、緊急連絡先は必ず2名ご記入ください
- ◎緊急連絡先の方には状況報告等お電話することがありますので、緊急連絡先になられる方のご了承のもとご記入ください
- ◎市外への住所移動や施設入所等により装置が不要になった際は、速やかに喪失届をご提出ください。怠った場合に発生した利用料金はお利用者様に請求されます（※自己負担金が発生する課税世帯のみ利用料金請求）

【申し込み・問い合わせ先】

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

香取市役所 高齢者福祉課 高齢者支援班 TEL 0478-50-1208

◎申請書各種様式は本庁・全ての支所窓口でお渡ししております